

幼保連携型

認定こども園 片浜桜

(2025 重要事項等説明書)



社会福祉法人 橘会

目次

- 1 認定こども園片浜桜
- 2 登園日のきまり・欠席の連絡
- 3 登降園時刻記録の電子カード(園児カード)
- 4 投薬
- 5 投薬依頼書
- 6 市販の外用薬の取り扱い
- 7 登園許可証明書の提出
- 8 出席停止の基準
- 9 毎日の園の対応について
- 10 感染症発生時 聞き取り用紙
- 11 災害発生時における確認事項(地震)
- 12 災害発生時における確認事項(気象)
- 13 防災気象および富士山噴火警戒情報による園の対応
- 14 Jアラート
- 15 一斉配信による緊急連絡
 - ★ホームページおよび広報誌等への写真掲載について
- 16 1号預かり保育・2号3号延長保育
- 17 土曜希望保育
- 18 保育料
- 19 収納に関する規約
- 20 その他集金
- 21 園の重要事項等の説明 および 保護者の承諾
- 22 保護者面談について
- 23 一時預かり
- 24 一時預かり申込・発育表
- 25 園庭開放
- 26 学童保育
- 27 禁止事項と退所要件
- 28 編入のきまり

1 認定こども園片浜桜

園長：小野 由美

所在地： 沼津市今沢 680-4 ナーサリールーム…0～2 歳児
沼津市今沢 65 プレスクール…満 3～5 歳児

連絡先： ナーサリールーム 055-966-5351 副園長 鹿倉宏江
プレスクール 055-966-6349 // 濱野京子

教育・保育

理念：ひとりひとりの園児を大切に＝ 人間尊重の精神 ＝
生活の基本を身につけ、自ら進んで取り組むことができる
子どもの育成

方針：小学校教育にスムーズに移行できる教育を実践する。 十分に養護の行き届いた環境のもとに穏やかな雰囲気の中で 子どもの様々な欲求を満たし生命の維持及び情緒の安定を図る。		
意欲のある子 (工夫して根気よく 最後までやりぬく子) 左脳と右脳を バランスよく育てる (発達特性に応じた教育・保育で どの子どもの能力も伸ばす)	思いやりのある子 (挨拶ができ 落ち着いて話のできる子) 「友達を大事に 自分を 大事に」の心を育てる (発達に必要な運動の 楽しい体験が出来る)	元気な子 (体も心も健康で よく遊び活動できる子) 道徳性と集団生活の習 慣を身につける (遊び「最高の学習の場」で みんな仲良く心身を鍛える)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、

【ナーサリールーム】子どもの計り知れない可能性を信じて

【プレスクール】「やればできる」という自信をもって、あきらめない子ども
を目標に運営をいたします

行事（抜粋）：遠足・クリスマス会・まめまき・もちつき

運動会・音楽会・ゆうぎ会

さくらまつり（夏祭り）やバザー（保護者会主催の行事）

【ナーサリールーム】絵本展・親子ふれあい体操教室

【プレスクール】運動発表会（スケーター・はんとうぼう
・マットと平均台・なわとび・とび箱・てつぼう）
鼓笛やお茶会（年長） 保護者参観日

2 登園日のきまり・欠席の連絡

園に登園する日：体調に支障がないとき、平日はどの園児も登園しましょう。

（仕事の休みに合わせての欠席は、保護者の判断によります。

年齢が低い子ほど、親子で過ごす時間を大切にしてください。）

毎日の登園時刻：朝 9：00 まで。欠席・遅刻も 9：00 までに連絡してください。**※連絡のないご家庭には 電話確認させていただきます。**11：00 を過ぎるときは欠席が基本です。午後からの登園は、原則できません。

欠席の連絡：体調不良・その他の理由で「当日」園をお休みするときは、『ノートで』お知らせください（電話不要）。園バス利用園児は、バス到着時刻より前に『電話で』園へ連絡をしてください。「前日までに」お休みすることがわかっている場合は、ノートその他で知らせましょう。

お盆・年末年始の登園：家庭保育の日と位置づけ、出来る限り家族で過ごす時間を設けるよう、保護者にご協力をお願いします。

【お盆期間と年始】8月12日～16日前後（毎年曜日等による）

年始1月4日～始業式前日までの平日

1号認定園児…この期間の「預かり保育」は実施しません。

※預かり保育無償化の対象世帯（新2号）で次項と同じ条件の者は要相談。

2号・3号認定園児…仕事や家庭保育の保護者の都合がつかず、やむをえず保育を委託する者のみとする。

【年末年始】12月29日～1月3日（園の休業日）は保育しない。

年度末（3月）の登園：卒園式後の年長（卒園）児の保育は、（1号認定園児の春休み預かり保育も含め）実施します。

ただし、最終日は新年度準備のため、実施しません。

同じ理由で、最終日は『全園児』半日保育を原則とします。

年度初め（4月）の登園：前年度の年長（卒園）児の保育は、いたしません。

予防接種をした日の登園：当園では、園児が予防接種をした場合、直後（当日）の保育はしないことを原則とします。



予防接種で弱めた病原体を身体に入れることにより副反応がでる場合があります、体調を崩しやすいったり、安静を求められることがあるため、「集団生活を送るのに適さない」と判断するものです。

「朝、園に来て、早退や帰宅してから予防接種をし、後は自宅で安静にする」

「予防接種の日は、欠席をする」のどちらかにしてください。

仕事や家庭保育の保護者の都合がつかず、やむをえず保育を委託する場合は、「医師の許可を得てから園に相談」をするようにお願いします。

3 登降園時刻記録の電子カード（園児カード）

概要：お子様の登降園時に、デジタルでの登降園時刻の記録をお願いします。

カードは非接触型（かざすタイプ）のものです。園児氏名が登録されたQRコードを指定の場所にかざしていただくと自動で時刻が記録されます。

※園児カードは、保護者ごとに1枚ずつ作成します。不審者対応のため、園内に入る際は必ず「青い紐」のカードケースに入れて、首にかけてきてください。

ナーサリールーム・プレスクールのどちらでも記録できます。

毎日、「登園した場所」でかざしてください。

このとき、**きょうだいは、園児ひとりずつに記録**をしましょう。

エラーが起こりますので、連続打刻には、少し時間を空けてください。

プレスクール園児が、早朝および夕方運行の**ナーサリー**便利用の場合、朝、帰りとも**ナーサリールーム**でかざしてください。

園バス利用の園児の記録については、班ごとの時刻を毎日**園職員が代行記録**します。

バスの停留所に立たれる方は**カードを首にかけて携行**し、園児保護者であることが、どの職員にも分かるようにしてください。

家庭の都合で朝送ってきたり、帰りにお迎えをするなど、**バス利用をしない時は**、忘れずにカードを持参し、玄関でかざして**保護者が時刻を記録**してください。

園児カードの取り扱いについて

毎日の時刻の記録はQRコードが印刷されたもの（園で登録した保護者本人のもの）を使って行います。園は、このカードをもつ来園者は「不審者でない」と認識します。ご家族どなたのお迎えであっても、来園の際はカードを示すことができるよう、あらかじめの登録と携行にご協力ください。

保護者それぞれがカードを持っています。

登録カードを使って打刻をすることで、保護者のうち、どなた（父・母・祖父母等）がその日の送迎に関わったかがわかるようになっています。

名前の違うカードは使用しないでください。

※はいチーズノート（「15 一斉配信による緊急連絡」後段参照）にもQR表示機能がありますが、保護者名が記録できない仕様のため、当園では原則使用不可としています。安易に使用しないでください。

打刻についてご質問などがある場合は、事務職員までお声掛けください。

4 投薬

基本方針：在園時間における園児の投薬は原則として扱いません

例外：医師の処方箋があり、保護者が投薬依頼書を提出した場合に限り、投薬を行うこととする。

・・・できる限りご家庭での処方で済むよう、医師にご相談ください。

投薬依頼時のきまり

①医師が処方した薬以外は預けない

(市販の風邪薬などはお預かりしません。)

②薬は、1 回分のみを預ける

(シロップ等も必ず小分けにしてください)

③薬は直接、担任へ手渡すことを原則とする

(バス登園の子はバス当番の先生に、早番の子は早番担当の先生に、担任が都合で部屋にいない時は同じ学年の先生に、手渡しをしてください)

職員の誰も、把握していない薬は、原則投薬いたしません。

④投薬依頼書に、記載漏れなく記入し、提出する

(用紙は園の HP からダウンロードもできます。)

緊急の時は園に予備がありますので必要な方はお声かけください。)

⑤記載内容と変わる依頼をする場合は、用紙を改め、書き直す

(同じ薬を同じ用法で処方されているものであれば、1 枚の用紙で、処方が終わるまで投薬を継続できます。ただし、

毎日、依頼保護者の印またはサインを記入、

手渡しするお薬と共に依頼書を提出してください。)

⑥終了時には「印またはサイン」を記入する

(用紙は園に保管しますので、捨てないでください)

※誤投薬を防止するためのきまりです。皆様のご協力をお願いします。

投薬依頼書（保護者記載用）

令和 年 月 日

1. 依頼先 認定こども園 片浜桜

2. 依頼者 保護者氏名

子ども氏名

子どもの生年月日 令和 年 月 日生

3. 主治医 医師名
病院・医院名
Tel () - () - ()

4. 病名（症状等）

5. 薬にわたる詳細
持参した薬は 月 日に処方された 日分の **本日分**です。

名称（数量）	形状	使用する時	内容	保管
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他

必要な事項を記載または○印で記入してください。

薬の処方・使用に際しての注意事項等

薬剤情報提供書 (あり ・ なし)

投薬依頼表 ※保護者が記入

依頼日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	終了確認印
保護者 印またはサイン						

この用紙は園に保管しますので、投薬が終了したら確認印を押印して提出をお願いします。

確認表 ※保育教諭が記入

投薬日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
受領担当 職員					
投薬担当 職員					
投薬時間	:	:	:	:	:

(医師の処方による)投薬依頼書のない「市販の外用薬」の取り扱い

基本方針：蚊よけや皮膚の保護のために使用するものは、他園児の誤飲リスクを鑑み、原則全て**園内に持ち込むことを禁止**とします。
(職員への「依頼」ではなく園児本人が扱うものであっても、です。
登園前に家庭で対応し、園内でのケアが不要となるのが基本です。)

例外：(市販の外用薬) 預かり依頼書の提出があった場合
以下のように対応する。

- 園のきまり：①お預かりしたものは職員が管理する。
※職員は園児本人の申告で、外用薬を渡す。
- ②**使用は(可能な限り)本人がする。**
③使用は職員が見ている場でおこなう。
④本人の使用が難しい場合は、(保護者からの相談ののち、)
職員が代行することができる。
※本来家庭で対応するべきもの。使用を確約するものではない。
⑤預かったものは当日に返却する。

預かることができるもの

- ア 蚊よけ対策 の ジェル または クリーム。(スプレーは不可)
イ 皮膚保護のため の ハンドクリーム または 日焼け止め。(スプレーは不可)
ウ (痛みを伴うひび割れなどの) 唇保護のため の リップクリーム。

(市販の外用薬) 預かり依頼書 (保護者記載用)

令和 年 月 日

1. 依頼先 認定こども園 片浜桜
2. 依頼者 保護者氏名 _____
子ども氏名 _____
子どもの生年月日 令和 年 月 日生
3. 理由と内容
ア 蚊よけ対策 の (ジェル ・ クリーム)
イ 皮膚保護のため の (ハンドクリーム ・ 日焼け止め)
ウ (痛みを伴うひび割れなどの) 唇保護のため の リップクリーム
(症状等) _____

預かり確認表 ※保育教諭が記入

預かり日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
預かった職員					
クラス担任確認					

7 登園許可証明書の提出

基本方針：①当園では病児保育はおこないません

②集団生活における病気の集団発生や流行を防止するため、園児が下記の病気にかかったときは、医師が集団生活に支障がないと判断するまで、園は該当園児の登園を禁止（出席停止）します

③家族が感染症に罹患しているとき該当の園児は出席停止とします
ただし、インフルエンザで園児が同一の型を罹患しすでに治癒している場合や、（他の感染症でも）医師の許可がある場合を除きます

④治癒し、登園を再開するときは、保護者は医師による登園許可証明書（別紙）を園に提出してください。

証明書が必要な感染症：学校保健安全法第 18・19 条に基づく『学校感染症』に該当する疾病を基準とし、乳幼児が頻繁にかかるものを除く

第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第二種感染症 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

検査：医師が症状のみで診断できる場合は、

証明書を出すにあたって検査の必要はない（医師の指示に従うこと）

『その他感染症』の場合：必ず医師に診断を仰いでください。

『集団生活で感染する恐れがある』期間については、書面の必要はなくても必ずお休みして、医師の診断に従って登園再開をお願いします。

咳などの症状がある時はマスク等の対策を講じるなど、症状が悪化したり、他の園児に迷惑をかけないことを心掛けましょう。

熱があるときの園の対応：

- ①体温が 37 度を超え様子がおかしいと感じたら、保護者に相談のため、連絡します。
- ②体温が 38 度を超えたら、できるだけ早いお迎えをお願いする連絡をします。

お願い：園が他の子どもや保護者への対応を迅速に行う為、病名が判明したら、速やかに園へご連絡ください。

【学校感染症】出席停止の基準 R5.5.8～

書面での登園許可が必要
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過しかつ症状が軽快した後一日を経過するまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

医師の診断に従い登園

その他感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能
		B 型・C 型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

9 毎日の園の対応について

園では手洗い・消毒の指導と共に、咳の子がいたらマスク着用をさせるなど、園児にも職員にも日々注意を促して、生活しています。それでも、目に見えないウイルスや菌を、集団生活の場で完全に防ぐことはどうしても難しいです。

例えば、38度以上の熱が出ている子はお迎えに来ていただく連絡をして、基本的には保健室（状況により各クラス）で別に寝かせておきます。

園児に感染症が疑われる症状が発生したら、発症した子と他の園児の分離・現場の消毒・換気および、必要に応じて情報を一斉配信などします。

疾病の情報について

医療機関を受診した際「園で流行っていますか？」と尋ねられることがあると思いますが、流行っている」という基準は医師によってもまちまちですので、園では「流行っています」とは、お答えできません。

園で、感染症その他に関して保護者に注意喚起をすることが必要と判断した場合は、一斉配信などで必ずお伝えします。

お見舞いについて

病気・または怪我で園児が入院した場合に、その子のお見舞いに行きたいからと入院先についてのお問合せをいただいても、園からはお答えできません。

また、職員一同大変心を痛めておりましても、お見舞いができる状況かどうかの判断がつかない間、また、感染症での入院の場合には職員はお伺いしません。万が一のリスク回避のためです。どうぞご容赦願います。

感染症が発生したとき

感染症・食中毒が発生した場合は、園の対応その他を必ず記録に残します。

発症の場がご家庭であった場合は、園では詳しい事情がわかりかねますので、

担任が保護者に状況をお伺いしたり、書類記載をお願いすることがあります。

よろしくご協力ください。

感染症 聞き取り用紙 記入者()

病名()

幼保連携型認定こども園 片浜桜（ ナーサリールーム ・ プレスクール ）

ふりがな			男・女	組	利用の有無 (早番・遅番)
児童名					
経過	発症日(症状が確認された日) 年 月 日 () 確認場所(家庭 ・ 園)				
	受診先(医療機関名)				
	受診日 年 月 日 () 登園再開は 月 日 ()から				
	症状の詳細:				
登園許可証	要 ・ 不要	園内での感染が疑われる状況か		注意が必要 ・ 園内感染なし	

11 災害発生時における確認事項（南海トラフ地震・他）

平時より、勤務先等に園の体制を伝え、ご協力いただけるようにお話ししておいてください。特に「注意情報」が出た時の対応を、ご確認ください。

園舎耐震概要： ナーサリールーム・プレスクールともに

新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以降の建築である。

このことから（耐震診断を実施する必要がなく）耐震基準を満たしている。

詳細： 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発令および地震発生時の対応

地震の状況	園児の状況（居場所）		
	登園前（在宅）	登・降園中	在園中
調査情報※1 が発令された とき	園児は通常通り登園し園にて生活。 ※家庭では情報に留意するとともに、いつでも園児引取のできる態勢を準備するようお願いする。		
注意情報※2 が発令された とき	情報が解除されるまで自宅待機。	情報を把握した時点で、安全に留意し速やかに帰宅。	保護者に引渡すする。 ※引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取が困難な場合には可能な範囲で園に連絡
※園の開所が可能な状況において、自衛隊・消防・警察・病院関係に勤務の保護者などの園児でどうしても家庭保育が困難な場合は、応相談。			
地震発生後	震度5の地震の場合 安全が確認できるまで休園を原則とする 保護者の判断で、建物の倒壊等から身を守るための行動を臨機応変に行う。 津波情報に注意をし、より高い場所への避難を行う。 ★これ以後自宅待機となり、園からの連絡（※）があるまで休園 ※園の玄関に開所予定等を掲示 一斉配信／電話 など		本震がおさまったと判断した後、園長（副園長）の指示で園庭へ避難。 津波情報に注意し、園舎の被災状況等の確認の後園舎屋上へ避難。 保護者に引渡すする。 ※引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取が困難な場合には可能な範囲で園に連絡

備考：園舎立地 ナーサリー・・・海拔 4.1M（基礎を含む）、屋上 7.25M

プレスクール・・・海拔 8.0M（基礎を含む）、屋上 15.35M

在園中の津波がない地震（震度4）の場合、園児のお迎えをお願いします。

津波警報が発令されている場合には今沢小学校の対応に準じ園で待機とします。

気象庁から発表される情報の種類

※1 調査情報：南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

※2 注意情報：観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

1 2 災害発生時における確認事項（気象）

情報基準：NHK テレビ気象情報（登園前は AM5：55 の情報を目安とする）、
静岡県富士山南東地域（東部）

園からの情報発信は、一斉配信を基本とします。
休園等の連絡は、遅くとも午前 9 時頃までに配信します。

【『特別警報』発令時】

（全園児） 登園前は休園／保育中は速やかにお迎えをお願いします
※自衛隊・消防・警察・病院関係等に勤務する家庭で保育が必要な場合は要相談

【大雨・洪水・暴風『警報』発令時】

登園前(在宅) に警報が出ている場合	在園中に警報が出た場合
自宅待機が原則 （開所できる場合は通知します。 園バス運行は、状況によります。） 登園時は、各家庭で 登園経路の 安全を確認のこと。 園児が登園する場合は給食の提供を します。 ただし、食材等の都合で献立の変更 や、対応できない場合もあります。	状況を見て園児のお迎えをお願いします。 保護者に引渡する。 ※引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取 が困難な場合には可能な範囲で園に連絡 1 号認定園児・・・速やかにお迎えを お願いします （預かり保育無償化の対象世帯は以下に準じますが 可能な限り早くお迎えに来てください） 2 号・3 号認定園児・・・ 天候・交通機関の都合によりお迎え が遅くなる場合には、閉所時刻 （19:00）を過ぎても保護者の方のお 迎えが来るまでお子様をお預かりい たします。 この場合には（可能な限り）お迎え の都合を連絡し合いながら進めさせ ていただきます。

【集中豪雨・道路の冠水・河川の増水・雷（落雷）】などの場合

登園前の状況が上記により危険と考えられる場合は、保護者の判断で家庭待機をしてください。その後、危険がなくなり、各家庭で安全に登園できると判断したのちの登園をお願いします。園の周囲の状況（冠水など）については、職員が把握した時点で（一斉配信などで）状況をお知らせします。

1 3 防災気象および富士山噴火警戒情報による園の対応(確認事項)

【気象庁の指針】

自治体から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

これを受け、当園では以下の情報が出ている(または出される予想がある)とき、保護者に家庭保育をお願いして、休園することがあります。

- ・大雨特別警報※1 ・氾濫発生情報 ・土砂災害警戒情報
- ・危険度分布「非常に危険」(うす紫) ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報
- ・高潮警報※2 ・大雨警報(土砂災害)※3※4 ・洪水警報
- ・危険度分布「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報
- ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)

- ※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指します。
- ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
- ※3 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
- ※4 「伊勢湾台風」級の台風等による大雨が見込まれる際には高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3の大雨警報(土砂災害)が大雨特別警報(土砂災害)として発表されます。

《富士山火山避難対策について》

◎沼津市は、火山災害警戒区域に指定されています

気象庁噴火情報がレベル3になった時点で、児童の引き渡し・休園の措置が必要となりますので、その時点より、保護者に家庭保育をお願いします。

14 Jアラート（有事関連）が送信された場合の対応

登園前（ナーサリールーム・プレスクール共通）

自宅待機を基本とします。（期間：一斉配信等で指示があるまで）

安全が確認されるまで、開園いたしません。

（プレスクールのみ）

バス運行1班開始の15分前（R7年度は7：45）に開園の判断ができない場合

その日はバスの運行を取りやめます。

その後（安全が確認され）園から開園する旨の指示があり、

園児を登園させる場合は、自宅送迎してください。

バスが運行中に発令された場合

その時点でルートを変更して園へ向かいます。

園児が最短時間で頑丈な建物の中に入れるような運行をします。

その後安全が確認されても、その日のバスの運行はいたしません。

園から開園する旨の指示があり、園児を登園させる場合は、自宅送迎をしてください。

在園中（ナーサリールーム）

園児は、園舎1F 子育て支援センターかるがもの部屋に集合待機させます。

在園中（プレスクール）

園児は、西園舎1F「中央」の部屋を基準に集合待機させます。

（共通）状況によっては、一斉配信等で保護者のお迎えをお願いする場合も

ありますので、ご承知ください。

15 一斉配信による緊急連絡（39 メール）

目的：園からの緊急連絡を、一斉配信で迅速に保護者に伝える

対象：全園児

登録方法：**各ご家庭で、ユーザー登録をしていただく必要があります**

下記の方法でご登録ください。一家族2アドレスまで登録可

★スマートフォン「アプリ」を利用する場合

Google Play または App Store で『39 メール』検索→アプリをダウンロード

アプリ上でアドレス `katahamasakura.1@39mail.com` を送信

(カタハマサクラ ドット イチ アット サンキューメール ドット コム)

必ず『園児名』を入れて登録

★「メール」を利用する場合

①ドメイン設定で 「39mail.com」を受信できるようにする。

②アドレス「`katahamasakura.1@39mail.com`」宛に、
空メールを送る

③自動返信が来たら、本文の URL「本登録はこちら」に
アクセスし園児名を入力して送信する。



`katahamasakura.1@39mail.com`

登録できないとき：お使いの携帯会社へお問合せのうえ、迷惑メール等の設定を
みなおしてみてください。

普段使いのおしらせ配信（はいチーズ！ノート）

※「はいチーズ！ノート」とは出欠席や登降園時刻の記録、連絡帳のやりとり等
がスマートフォンから行えるサービスです。

月の予定や、その他お知らせを、必要に応じて（頻繁に）配信します。

園児個々の健康観察、連絡帳としての機能もあります。運用にあたっては、
まず代表保護者を登録し、その方を通じてその他保護者を追加していきます。

最初に「はいチーズアプリ」をスマートフォンにインストールしてください。

①園から登録用のチラシが配布されます。

②代表保護者がチラシの URL にアクセス

➡必要事項を入力して仮登録・・・案内メールが届く

③お子様の情報等を画面の指示に従って本登録

ホームページおよび広報誌等への写真掲載について

社会福祉法人橘会理事長 渡辺和晃

当法人は、運営に関するご理解を得られるよう、社会福祉施設である園の活動を、地域社会に向け発信（例：ホームページやポスター掲載）していくことが重要と考えております。また、園でのお子様の活動状況をご家族にお知らせする際（例：WEB 連絡帳システム…はいチーズノート、その他）にも、写真を添付して配信することがありますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いする次第です。

【活動中の「園児の写真」を使用する際の園の方針と注意事項】

- ・ホームページ掲載にあたっては、氏名が特定されることのないよう（名札の映り込みがある場合は削除するなど）配慮します。
- ・顔のアップなどを大きく利用する場合があります。
- ・連絡帳システムに使用される画像は、園が指定した宛先にのみ配信されます。（保護者が登録した以外の者が閲覧することはできません。）
- ・掲載した写真を、個人がスクリーンショットなどで新たに SNS 等に二次利用することのないよう、呼びかけます。
- ・掲載した写真は、削除するまでに時間がかかることがあります。

【同意の確認をさせていただきます】

当法人が（個人を特定されない形での）写真を利用することについて、皆様のご確認を、別紙同意書（署名又は記名押印）にてお願い申し上げます。（※）

※「同意しない」を選んだ場合でも、連絡帳システムで園児の活動をお知らせする場合において、複数園児が映り込んだ画像を使用する場合があります。後ろ姿や、顔がわからない程度の映り込みは、ご容赦願います。

16 1号「預かり」保育/2号・3号「延長」保育

目的：保育を必要とする園児の養護・および子育て支援

対象：全園児

場所：認定こども園 片浜桜 施設内

1号認定・2号認定園児

平日 16:00～ナーサリー便（園児移動の無料バス）出発までプレスクール

早朝および 17:00 以降の延長保育はナーサリールーム

土曜日は、原則ナーサリールーム（保育の実施場所により変動）

3号認定園児は、どの時間帯でもナーサリールーム

延長保育時間：【早朝】平日および土曜日の午前 7：00～8：00

【夕方】平日および土曜日の午後 16：00～18：00

【夜間】平日 18：00～19：00

1号認定園児の土曜日預かりはありません。（※新2号認定を除く）

土曜日の夜間延長はありません。必ず間に合うようにお迎えの都合をつけてください。

料金：【早朝】100円／日 【夕方】200円／日 【夜間】300円／日

早朝および夕方の延長料金は、2号・3号標準時間認定園児には、かからない

請求・支払い方法：月末で、園は、翌月初旬に書面で保護者に請求する。

保護者は速やかに、園へ現金で納付する。

（できるだけ10日までに。未納が続く場合、園は、預かり/延長保育を受託しないこともあります。また、お支払いが滞ることは退園要件になりますので、ご承知下さい。）

夜間おやつ：（夜間延長の園児のみ）提供あり

きょうだいの特例：（無料送迎：ナーサリー便の）園バス運行がない場合は、園児毎、在籍の施設で延長保育をおこなう。きょうだい2施設にまたがって在籍の保護者はそれぞれの施設へ迎えに行く必要があり、園児ごとの迎え時刻にずれが生じるが、延長保育の代金は早く迎えに来た方の時刻を基準にして計算される。

（ご自身で特例申告をお願いします。申告がない場合は特例扱いができません）

申込み方法：1号認定園児は、〆切日（毎月20日17：00）までに申告

おやつのできる都合があるので〆切日は厳守のこと。

2号・3号認定園児は、夜間延長の予定がわかっている場合のみ、

（おやつの手配のため）事前に連絡をしてください。

当園では原則18:00前にお迎えをお願いしております。常態化しないようお願いします。

17 土曜希望保育

目的：土曜日の保育を必要とする園児の養護

対象：1号園児のうち預かり保育無償化の対象認定された世帯（新2号・新3号）
1号園児の預かり代金は長期休業中の預かり料金に同じ
（園は月末締めにて翌月に保護者に請求、保護者が手続きをすると
市より対象経費が戻る（月額上限有り）制度があります）
2号・3号園児 0～1歳は、離乳食対応ができないため対象外とする

場所：認定こども園 片浜桜 ナーサリールーム
都合によりプレスクールで実施の場合があります

保育時間：午前7：00～午後6：00（夜間延長保育なし）
土曜日の夜間延長はありません。必ず間に合うようにお迎えの都合をつけてください。

登園方法：保護者による送迎

完全給食（主食+おかず）・おやつ：提供あり（2号園児は有料 350 円／日）
※申込時に現金を添えて申し込む（※新2号(=1号)は給食費 400 円／日）
副食費（給食+おやつ代）はキャンセルがあっても返金しない（食材の準備にかかる費用のため）

申込み方法：毎月、所定の方法で20日（土日祝日の場合は前平日）までに申請し、
当日朝までに給食費を納付する。発注の都合があるので〆切日は厳守
のこと。〆切日の朝までに納金がない場合は17：00までに保育申し込みがあ
ってもお弁当持参。17：00以降を過ぎた保育申請は原則不可（応相談）。
入所後、1か月程度は、施設・職員に対する園児の慣れを考慮し、
土曜日は家庭保育をお願いしています。あらかじめご承知ください。

登園時の服装：遊ぶのに適した（季節・気温により保護者が調節した）もの。
（特に年少以上は、園の体操服を推奨します。）
運動靴。 カラー帽子（プレスクール園児）。

プレスクール園児の持ち物：自分の荷物は自分で持つように促してください。

入れ物	中身
通園バック	（お昼寝用）大きめのタオル2枚
背負いリュック（鞆）	着替え（下着・洋服上下）
うわばき袋	うわばき
給食袋	お箸等（3点セット）・コップ
（身に着ける）	ハンカチ・ティッシュ

備考：パジャマ・歯ブラシは要りません。すべてに園児本人名を書いてください。
土曜希望保育では、夏季のプールには、入りません（支度は不要です）。
年齢・体力等により午睡しない園児は、お昼寝用タオルは不要になります。

季節等により飲み物（水筒）や汗拭きタオルの持参をお願いします。

18 保育料

当園の保育等に係る費用（保育料）は、預金口座振替にて、収納する。
引落とし口座は、「沼津信用金庫」のものに限る。

【保護者のする手続き】

① 「沼津信用金庫」に口座を開く

すでに口座がある場合は、この手順は必要ありません。どの支店でも結構です。
各ご家庭で窓口へ赴き、口座開設をしてください。この口座から保育料が毎月
引き落とされます。ご両親名義でない口座（例えば祖父母）でもOKです。

② 「預金口座振替依頼書」に記入する

複写3枚から成る依頼書を、園から、配布します。
記入後は切り離さず、園へご提出ください。

預金口座振替依頼書

沼津信用金庫

御 中

年 月 日

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します

収納企業名	振替コード	企業コード
-------	-------	-------

この枠の中のみを、
ご記入ください

預金口座	フリガナ	届出印	沼津信用金庫	支店
預金者名			金融機関コード ・ 支店コード	1 5 0 5
			預金種目	1. 普通 2. 当座
			口座番号	

振替日	収納企業の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
-----	-----------------------------

—預金口座振替規定—

1. 貴金融機関に請求書（納入通知書を含む、以下同じ）が送付されたときは、私に通知することとし、請求書に請求金額と振替口座のフリガナを記載してください。この後、請求書または当座振替規定にかかわらず、請求書、両方記載内容の提出またはお相手の提出はしませんが、	（不 償 還 理 由）	検 印
2. 振替日において請求書記載の振替口座から私に送付することのできる金額（当座振替を利用できる期間中の金額を含む）を定めることとし、私に通知することとし、請求書を送付していただくことを要する。	1. 預金取引なし	印 鑑 合
3. この契約が解除されたときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま振替期間にわたり収納機関から請求がない等理由の事由があるときは、とくに催告をしない限り振替期間中はこの契約が終了したものとみなして適用して差しつかえありません。	2. 記載事項等相違 （当 座、預金種目） （口座番号、口座名義） （ 備 考 ）	受 付 印
4. この借金は借入額についてかりに転讓が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関の責任により、この取扱いを停止されても異議ありません。		

押印は丁寧をお願いします。不鮮明だとやり直しになってしまいます。

「お客様控え」は、園の手続き後に、お返しします

【引き落とし日】

毎月 5 日（5 日が沼津信用金庫の休業日の場合は、翌営業日）

【金額の通知】

引落金額は、毎月 20 日すぎをめぐに、文書にて通知される。

【その他】

保育料収納に関する規約を別紙にて定める

(収納企業使用欄)	
(フリガナ)	料金等の 収納依頼 企業 名
契約者名	料金等の 種 類
契約者 番号等	

社会福祉法人橘会 認定こども園片浜桜 保育料等収納に関する規約

第1条 預金口座振替の申込み

1. 認定こども園片浜桜（以下当園という）の園児保護者は、当園所定の「預金口座振替依頼書」を当園宛に提出することにより、当該園児の保育料等の預金口座振替の設定を沼津信用金庫（以下沼信という）に依頼することができます。
2. 当園は設定を依頼した保護者（以下依頼者という）が口座振替依頼手続きを完了した場合、依頼者が指定した預金口座の氏名、支店番号・預金種類・口座番号、その他口座振替設定に関し必要な情報を沼信に送付または送信します。依頼者は当園が沼信に対しかかる情報提供を行うことについて同意するものとします。

第2条 口座からの引落とし

当園が沼津市から当該園児の保育料算定の通知を受けた場合は、当園は、依頼者にその通知をするとともに毎月5日(以下「振替日」という)に請求明細に記載された請求金額を第1条に基づき依頼者が指定し口座振替設定がなされた預金口座から引落とされるよう沼信に請求するものとします。

第3条 請求の期間

1. 当該園児にかかる保育料等の支払い請求開始は、入園した翌月とします。
2. 当該園児が就学する年の3月分保育料は、その前月2月分保育料と合算して3月に2ヶ月分請求するものとします。
3. 当該園児に係る保育料等の支払い請求終了は、退園または就学时、かつ、全ての請求金額の支払いが終了したときとします。

第4条 引落とし不能時の取扱い

1. 当園は振替日に第2条に基づき振替処理を適宜実行する時点において、依頼者が指定した預金口座の支払可能残高が請求明細に記載された請求金額に満たない場合、および口座の解約等により請求金額の支払いが不能である場合には、沼信からその情報を受け、催告を行うものとします。
2. 当園から催告を受けた依頼者は、翌月振替日に当月分と合わせ2ヶ月分引き落とすことになります。
3. 前項による支払いがなされない場合は、再度翌々月の振替日に当月分、前月分、前々月分と合わせ3ヶ月分を引き落とします。
4. 前項による引き落としができない場合には当該園児は退園となることを当該園児保護者は同意するものとします。また当該園児が退園となった場合においても、請求明細に記載された請求金額の支払を免れるものではありません。
5. 就学により当該園児が当園に在籍しない場合であっても、請求明細に記載された請求金額の支払を免れるものではありません。

第5条 預金口座振替の解約

依頼者が預金口座振替にかかる契約を解約するときは、所定の方法により沼信に届出るものとします。なお、すべての請求金額の支払完了後、当園から5年間請求がないときは、届出がなくともこの契約を終了するものとします。

第6条 規約の変更

当園は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当園は変更日および変更内容を契約者に告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

20 その他集金（令和7年度）

当園の、保育料の他に必要な費用は、口座振替にて収納するものと、現金で収納するものに分かれる。

【口座振替で収納される費用の項目と月額】…保育料と合算されて収納される

- ①保護者会費 1,500 円
- ②施設整備費 2,000 円
- ③教材費 500 円（月の絵本・学習図書等）
- ④英語教室 500 円（年中4歳・年長5歳のみ）
- ⑤バス代 3,000 円（年契約）or 4,000 円（1か月契約）←利用者のみ
- ⑥給食費（1号認定園児）4,880 円（8月徴収なし）
（2号認定園児）5,500 円

※金額は、それぞれの年間保育日数により算出しています

※材料購入費ですので、台風その他で休園になっても、返金はありません

【現金で集金される費用の項目】…園は、かかった分の実費を、その都度通知、保護者から担任等へ、現金を手渡し

- ①延長保育・預かり保育の代金
- ②遠足代
- ③写真代
- ④学用品代（補充・買い増しの分）
- ⑤（1号認定園児）長期休業中の預かり保育日の給食費（400 円／日）
・・・申込時に納付 キャンセルでも返金なしです
- ⑥その他

【入園児に係る費用の項目】

- ①入園準備金 10,000 円 事務手続き等の（卒園までの間にかかる）費用
☆ナースアリーからプレスクールへの進級時およびプレスクール新入園児に
1 度のみ請求される。（要 同意書：保育料等と一緒に口座振替で徴収）

※ナースアリールームへの新入園時および、プレスクールの転・退園後の
再入園（準備金支払い済みの場合）には、かからない

- ②学用品代 金額は購入品目および数量による …現金で集金

学用品には、

☆必ず購入をお願いしている（指導上同じ形状であることが望ましい）ものと、
☆家庭で用意できる（用途を満たしていれば色形が多少違ってよい）ものがありますので、購入時によくご確認ください。

2 1 園の重要事項等の説明 および 保護者の承諾

概要：当園は、下記の法令に基づき（休園及び希望保育その他の重要事項について）保護者へ十分な説明を行ったうえでお子様をお預かりする

基準となる法令： 児童福祉施設基準規則第 45 条（保護者との連絡）
保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

説明の方法：入園説明会（9 月初旬以降：個別対応あり）での口頭による案内
園のしおりの配布（10 月以降）
入園準備会（オリエンテーション）での説明など

保護者の承諾確認：承諾書（別紙）への署名、園への提出によるものとする

《苦情申し出窓口》の設置について

概要：当園は「社会福祉法第 82 条の規定に基づき」苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し利用者からの苦情に適切に対応する体制を整える。

1. 苦情解決責任者 小野 由美（園長）
2. 苦情受付担当者 鹿倉 宏江（ナーサリールーム副園長）
濱野 京子（プレスクール副園長）
3. 第三者委員 ①大嶋淑嗣（連絡先 966-3494）
②栗田自由（連絡先 967-8073）
4. 苦情解決の方法
 - ①**苦情の受付** 苦情は面接・電話・書面などにより担当者が随時受け付ける。
なお、第三者委員に苦情を申し出ること可。
 - ②**苦情受付の報告・確認** 担当者が受け付けた苦情は、責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。
 - ③**苦情解決のための話し合い** 責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次により行う。
 1. 第三者委員による苦情内容の確認
 2. 第三者委員による解決案の調整、助言
 3. 話し合いの結果や改善事項等の確認

当園で解決できない苦情は静岡県社会福祉協議会に設置された静岡県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

2 2 保護者面談について

保護者面談は、保護者と園がともに「子どもたちを健やかに育む環境」になることを目指した当園の取り組みのひとつであり、子どもの家庭での様子・園での様子を相互に伝えあい、現状を把握して「育てていきたい未来の姿を共有すること」を目的として年に2回行うこととしています。

時期：ナーサリールーム保護者面談・・・5月と2月の土曜日

プレスクール教育・保育面談・・・5月と12月の平日または土曜日
(各担任より通知した数日の中から家庭の都合の良い日を選択)

対象：ナーサリールームの全園児 および

プレスクール園児のうち、面談を希望する家庭

【補足】

担任は、面談時期にかかわらず日常的に（ノート、その他の方法を通じ）保護者と連絡を取り合って、園児の「今の姿」を等しく共有し、理解して保育に努めていきます。

ナーサリールーム園児（0歳～2歳）は、発達の個人差が月齢により大きく異なる年齢の子であり、個に即した計画が必要となるため、面談の対象を『全園児』家庭として保護者から話を聞き、園の方針を伝えることとしています。

プレスクールでは、行事等を通じ、保護者へ子どもの成長を伝えられる機会が多いと判断して、「保護者（教育・保育）面談は希望する家庭のみ」としています。

面談希望のないご家庭でも、集団生活その他の園での様子から必要と判断した場合には園からお声掛けさせていただき、子どもの就学までの育ちをサポートする体制を整えてまいります。

お子さまに関する心配事等は、毎日の連絡帳で遠慮なくお尋ねください。

2 3 一時預かり

目的：一時的に保育を必要とする状況にある乳幼児の養護・および子育ての支援

対象：未就園の乳幼児

場所：0～3 歳未満の乳児・・・ナーサリールーム（今沢 680－4）
満 3 歳～就学前の幼児・・・プレスクール（今沢 65）

保育時間：平日午前 8：00～午後 16：00
延長保育なし
土曜希望保育なし

給食・おやつ：提供あり
（プレスクール利用の幼児は、おかず給食）
※食材等の都合によりお断りさせていただくことがあります

利用日数：一か月 14 日以内 ※14 日以上の利用希望については要相談

料金：1800 円／回（3600 円の半額を、市が補助）

持ち物：着替え（下着・洋服上下）
お昼寝用布団（プレスクール利用の幼児は個人状況に応じる為、
要相談。）
主食（ごはん・パンなど）・箸など・コップ
（3 歳以上の幼児のみ。3 歳未満の乳児は、不要）

申込方法：「一時預かり申込・発育表」に記入し、上記保育場所の施設に提出

備考：園児数や教職員の配置状況により、受入をお断りすることがあります。
病児保育および家族が感染症等に罹患している子どもの一時預かりは
お受けしておりません。

一時預かり申込・発育表

認定こども園片浜桜（ ナーサリールーム ・ プレスクール ）

記入日		年		月		日	
園児氏名		男・女		年	月	日生	
住 所				自宅電話番号			
父 氏名				父 携帯番号			
父勤務先				勤務先電話			
母 氏名				母 携帯番号			
母勤務先				勤務先電話			
既往症	※ぜんそく ※心臓病 ※肝臓病 ※川崎病 ※てんかん ※自家中毒 ※中耳炎 ※ヘルニア ※じんましん ※扁桃腺肥大 ※アトピー性皮膚炎 ※熱性けいれん（ 歳 カ月頃） アレルギー体質 種類（ ） 除去食品（ ）						
家庭での呼び名							
好きな食べ物							
嫌いな食べ物							
好きな遊び							

希望月日（予定）

令和	年	月	日	（ ）	曜日／	年	月	日	（ ）	曜日
	年	月	日	（ ）	曜日／	年	月	日	（ ）	曜日
	年	月	日	（ ）	曜日／	年	月	日	（ ）	曜日
	年	月	日	（ ）	曜日／	年	月	日	（ ）	曜日

25 園庭解放

目的：子育て支援の一環として、近隣の家庭に遊びの場を提供する

対象：未就園児

料金：無料

申込み方法：お問い合わせの上、ご来園ください。

駐車場の利用も可ですが、万一の事故の責任は、保護者様
ご自身に負っていただくことになります。十分にご注意ください。

注意事項他：必ずお問い合わせいただき、きまりをご確認ください。

場所：沼津市今沢 680-4 055-966-5351

(ナーサリールーム)

月・火・水・金 (9:30~15:00)

(子育て支援センターかるがも)

毎週月～金曜日 (9:30~15:00)

※木曜日は公園出張日です

場所：沼津市今沢 65

(プレスクール)・・・5月～9月の間に およそ4回

(9:30~11:30)

実施日程が決まった場合は、HP 等でお知らせします。

※子育て支援センターかるがもと合同開催します。

対象：きまりを守って遊んでくださる親子なら、どなたでも

申込み方法：かるがもで一括受付 055-967-9977 まで

(これと別に、見学は随時受付。お電話でお申し込みください。055-966-6349)

プレ園庭解放のきまり：

- ①親子で一緒に来園すること。事故・怪我等の責任は 保護者が全て負う。
- ②園内での食事(含おやつ)は原則禁止。飲み物は、水筒等各自持参。
- ③遊ぶのに適した服装と靴で来ること。サンダルは禁止。帽子をかぶる。
- ④園のルールを守って遊具を使うこと。

ぶらんこの立漕ぎは×、ぶらんこの後ろ側に入るのも×

すべり台はお尻で滑ること、降り口から逆に登らないこと

ゴミの持ち帰り・・・などなど

その他：トイレ・施設(園舎)内への立入は、職員の指示に従ってください。

2 6 学童保育

目的：小学校の放課後に保育を必要とする児童を養護する

対象：昼間、保護者が就労等で家庭にいない、今沢小学校に通う児童

定員：20 名程度（新 1 年生を優先）

場所：認定こども園片浜桜 ナーサリールーム

保育時間：平日（通常日課） 下校時間から 17：30 まで
学校の休業日（長期休業日その他）8：00～17：30 まで

通常料金：8,000 円／月（※ 1）

夏休み（8 月）料金：12,000 円／月（※ 2）

※ 1 利用は 10 日以上が原則です。

病気等やむを得ず 10 日間未満になった場合は 5,000 円となります。

※ 2 夏休み（8 月）の出席日数が 10 日未満の場合は 6,000 円となります。

延長料金：早番（7：00～8：00）100 円／日

※早番でお預かりするのは、小学校の休業日のみ

遅番（17：30～18：00）100 円／日

※学童クラブの最終時刻は 18：00 です。

集金方法：集金袋を月末に配布（延長料金は月初めに請求）

10 日までに現金納付

※未納が続くなどの場合は、利用をお断りします。

申込時期：11 月以降（園から該当と思われる家庭に用紙を配布）

問い合わせは：認定こども園片浜桜

ナーサリールーム 学童担当 055-966-5351

2 7 禁止事項と退園要件

【禁止事項】

1. **喫煙** 敷地内は全面禁煙です。敷地外「通園路」での喫煙も、ご遠慮ください。
2. **園の管理するもの以外の「食品」の持ち込み** アレルギーを持つ子への不測の事態を避けるため、ご協力ください。朝ごはんを口にくわえての登園、園敷地内でのバレンタインデー等のプレゼントやり取り、各家庭からのお土産の「おすそ分け」配布なども禁止です。
3. **園児および職員の個人情報をインターネットなどに載せること** 様々な事情を持つ方がおられます。悪意がなかったとしても、その情報がどこでどう利用されるか心配です。ご理解ください。SNSなどに写真をアップする際は、ご自身のお子様以外の顔がわからないように加工するなどのご配慮を、よろしくお願いします。
4. **おもちゃの持ち込み** キーホルダーで音が鳴ったり光るものも、おもちゃとみなします。園生活に不要なもの、園児の教育・保育の場にふさわしくないとと思われるものは持ち込まないよう、ご判断ください。かばんにキーホルダーをつけることは、置く棚にひっかかったり、無くなった、壊れたなどのトラブルが起こりますので、プレスクールでは禁止しています。（※プレスクールでは園児に「ひらがな」を必然的に読ませたい、という目的もあります。ナースリールームでは園児に持ち物がわかるための目印に一つは可、となっており、対応には差があります）名前は底面に直に書いてください。
5. **冬場の園児マフラー他** 首にまくものは、不測のひっかかりが、すぐ命にかかわりますので禁止します。寒いときの上着の、『フード付き』も同様です。手袋は登降園時のみ着用可とします（日中は遊具をつかむ手が滑って危険ですので着用しません。朝、つけてきた場合は保護者がお持ち帰りください。）安全のため、かばんを背負ったまま外の遊具で遊ぶことも、禁止します。
6. **アクセサリ** ネックレス・指輪・イヤリング・ピアス等は、園生活には不要です。運動時に邪魔になったり、時に肌を傷つけ、怪我の元にもなります。
7. **その他（他人に迷惑をかける行為など）** 当園を利用する保護者同士が、気持ちよく園へお子様を預けられるよう、ご協力をお願いします。

**園の規則を守っていただけない場合
園長・理事長との話し合いを経てなお改善が見られない時は
退園の可能性があります**

【退園となる主な事案】

・支払いの滞納

※『支払い』とは

保育料（対象：3号認定）・給食費・教材費・延長保育利用料・遠足代・学用品代・替え下着（パンツ・おむつ）代など、園が支払いを請求したあらゆるものを指します。

・遅番の時刻超過

※当園のきまりは、18：00を超えるときは事前連絡（最長19：00まで）です。

17：00過ぎには、できるだけ早いお迎えをお願いします。

ご家族様のご協力も、可能な限りお願いしてください。

・受け入れ時に保護者が付き添わず、子どもだけで登園すること

※デジタルの登降園記録や、忘れた場合の手書き表への記載が確認できない場合、お声かけさせていただくことがあります。

・その他 ※『細則』も、よくご確認ください。

28 編入のきまり

ナーサリールームぱんだ組在籍の園児は、満3歳誕生日を迎えた翌月より、プレスクールさくらんぼ組へ編入します。

※入数はさくらんぼ組の受入定員に達する、または9月誕生園児まで、が目安

※ナーサリールームに弟妹園児が在籍の場合、および、次年度うさぎ組に進級しない（今年度中に転園・退園する）場合に限り、保護者が、ぱんだ組園児をプレスクール編入させるか否かを選択できる。

【編入すると】

給食は、3歳以上幼児に合わせた献立による提供に変わる。

【備考】

ぱんだ組とさくらんぼ組は、同一学年（ともに年少うさぎ組に進級する）。行事での連携を図るため、お互いの施設を行き来しての園児交流がある。学用品は、原則同じものを購入する。

【プレスクール編入の際は、認定変更をするか否か、保護者を選択していただきます。】

- ① 1号認定（満3歳以上幼稚園部）園児に変更の場合「保育料0円」になる。
※1号認定園児は「プレスクール」で保育・教育するのが当園のきまり。

- ② 認定が変わらなければ、保育時間や延長代金は変わらない。
『16 1号「預かり」保育/2号・3号「延長」保育』を参照

保育園部・・・『保育認定』（標準11時間 短時間8時間）

幼稚園部・・・『1号認定』に変更しても、毎月、預かり保育の申請をすることで、今までと同等の保育利用が可能

（注）利用実績に応じ『預かり保育』費用がかかる。

年間で7日～10日程度、「1号園児 預かり保育なし」の日がある。
（お盆、年始、年長雪山遠足、年度末など）

- ③満3歳学年の『預かり保育料』は（下記を除き）無償化にはならない。
（預かり保育の無償化対象）「保育要件を満たし、かつ世帯収入等の条件に当てはまる」世帯が申請をして認められた場合

- ④ 1号認定長期休業中『預かり保育』の給食提供には別に費用がかかる（要先払い）。
⑤ 一度『幼稚園部』になり再度『保育認定』を望むときは、『新規』手続きが必要
※市の利用調整を経て入園決定するので、すぐに入れない場合がある
⑥ きょうだい、が、『保育園部』『幼稚園部』に分かれて在籍も可能



園歌

1. 日本一の富士山を
いつも仰いで 友達と
元気に遊ぶ子 明るい子
片浜桜 こども園

2. 駿河の海の 白い波
いつも 見ている 友達と
仲良く遊ぶ子 優しい子
片浜桜 こども園

3. 千本浜の 青い風
いつも 聞いている 友達と
楽しく遊ぶ子 がまんの子
片浜桜 こども園